

意見書（案）第5号

デジタル改革関連法案に反対する意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石井良司様

提出者	三鷹市議会議員	伊沢けい子
賛成者	〃	大城美幸

デジタル改革関連法案に反対する意見書

政府は2月9日、デジタル改革関連法案を閣議決定し、年度内に法案を成立させる意向だという。しかし、これまでの個人情報に関わる様々な規制を外し、一元化して政府が管理する仕組みをつくろうとしているこの法案は、デジタル社会形成基本法案、デジタル社会形成関係法律整備法案、公的給付預貯金口座登録法案などから個人情報保護法、マイナンバー法などの改正まで膨大な内容を含んでいる。

個人情報については、あくまで管理者は本人、個人だとする原則の下に、自治体も慎重に扱ってきた。それを一方的に一元化するなど許されることではない。マイナンバーもそうした観点で反対意見が強く、普及できないでいるのが実態である。全て基本的人権に関わる問題であり、効率や利便性を理由に制度を変えるべきではない。政府が法案を僅か1か月余りで成立させようとしていることは大きな問題である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を強く求める。

記

- 1 情報システムの共通仕様が図られる中で、データ主体（本人）の同意を要さず、省庁間の情報共有を容易化する仕組みを撤回すること。
- 2 従業員の転職時等に使用者間での特定個人情報の提供を認める制度は、本人の同意を要件としても認めないこと。
- 3 医師、看護師、税理士など、32の国家資格者についてマイナンバーの登録を義務づける制度は認めないこと。
- 4 特定商取引法の訪問販売等の取引類型（通信販売を除く。）全てと特定商品預託法の預託等取引契約について、オンライン契約と対面契約を区別することなく、契約書面や概要書面の交付義務に関して、消費者が承諾した場合を要件とした電子化を認めないこと。
- 5 地方公共団体情報システムの標準化について、標準化の名の下に、地方自治体において積み重ねられてきた個人情報保護の仕組みを無効化しないこと。
- 6 デジタル庁の創設と同時に、個人のプライバシーを保護するための基本的な制度として以下の仕組みが含まれた制度の整備を同時に行うこと。
 - (1) 公権力が自ら、または民間企業を利用して、あらゆる人々のインターネット上のデータを網羅的に収集・検索する情報監視を禁止する法制度。
 - (2) 監視カメラ映像やGPS位置情報などを取得し、それを捜査などに利用するに際して、適正に実施するための新たな法規制。
 - (3) 通信傍受の適正な実施についての独立した第三者機関による監督制度。
- 7 個人情報保護委員会の組織を拡大・強化し、その独立性を高めることによって、その監督権限を強め、体制を強化すること。

8 特定秘密の指定と情報機関の諸活動について、特別の監視機関を設置すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司